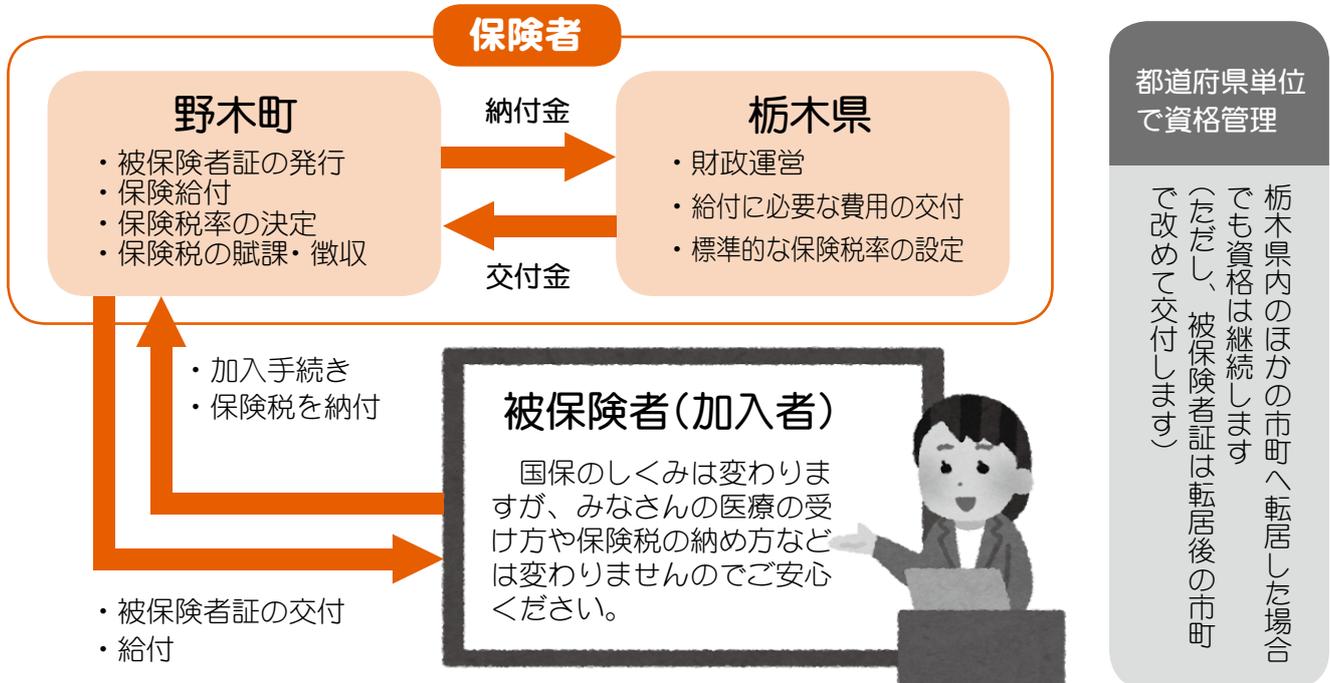


平成 30年度から 国民健康保険が 変わります

国保の財政運営が都道府県主体となります

- ◆国保の財政運営が平成 30年度から都道府県主体になります。
- ◆国保の財政を安定させ、事業を効率よく運営させることが目的です。

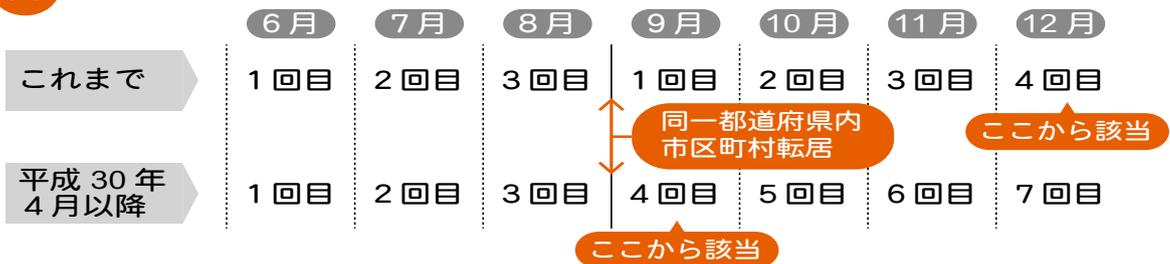
平成 30年度からの国保のしくみ



【栃木県内の転居であれば資格が継続するため、高額療養費の支給が通算できるようになります】

過去 12か月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)について、県内のほかの市町への転居(同じ世帯が継続する場合)であれば、転居前の支給も通算して多数回該当の回数に含めることとなります。これにより、該当者の負担が軽減されることとなります。

例



【被保険者証と高齢受給者証が 一つになります】

栃木県では、平成 30年 8月1日から 70歳以上 75歳未満の国保被保険者に、被保険者証と高齢受給者証が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。それに伴い、被保険者証の有効期限も変更となります。70歳未満の被保険者証も同様に変更となります。

